

福岡県公報

平成23年11月25日
第3332号

目次

告示(第1872号-第1897号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日 (税務課) 5
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) 8
- 指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者支援課) 8
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) 8
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) 9
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) 9

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) 9
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課)10
- 道路の区域の変更 (道路維持課)10
- 道路の供用の開始 (道路維持課)10
- 道路の供用の開始 (道路維持課)10
- 道路の供用の開始 (道路維持課)11

公告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課)11

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課)11
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課)13
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課)17
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課)21
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課)29
- 監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室)33

告示

福岡県告示第1872号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
------	----	-----	-------	--------

宰介67	別府内科クリニック	太宰府市五条2丁目5-20	23・8・1	訪看・居管・予訪看・予居管
筑紫介歯63	加藤田外科歯科診療科	筑紫野市杉塚3丁目3-6	23・7・20	居管
小介歯52	りんご歯科	小郡市三沢4795-9	23・10・1	居管・予居管
柳介歯49	石田歯科医院	柳川市三橋町久末842-2	23・7・1	居管・予居管
直介歯71	藤田歯科医院	直方市新町2丁目6-36	23・8・1	居管・予居管
粕介薬142	美咲薬局	糟屋郡新宮町美咲2丁目8-5(プラザ井上201)	23・10・1	居管
田介薬64	春日町薬局	田川市春日町2-29	23・10・1	居管・予居管
大居207	ヘルパーステーションひとみ	大牟田市大字倉永1556-5	23・11・1	訪介・予訪介
田居167	デイサービスかながわ苑	田川市大字夏吉1785-1	23・9・1	通介・予通介
柳介福5	指定介護老人福祉施設第二敬和苑	柳川市大和町塩塚1378	23・10・1	老福
柳支9	第二敬和苑ケアプランセンター	柳川市大和町塩塚1378	23・10・1	居支
柳居49	第二敬和苑デイサービスセンター	柳川市大和町塩塚1378	23・10・1	通介・予通介
柳居50	第二敬和苑ショートステイ	柳川市大和町塩塚1378	23・10・1	短生・予短生
朝倉支23	アップルホームケアプランセンター	朝倉市甘木1872-1	21・5・1	居支・予支援
筑紫居57	茶話本舗デイサービス筑紫野	筑紫野市針摺西2丁目5-15	23・10・1	通介
春居56	ニチイケアセンター春日南	春日市春日2丁目22	23・10・1	訪介・予訪介

春居57	ニチイケアセンター春日南	春日市春日2丁目22	23・10・1	通介・予通介
宰居56	うめはうすヘルパーステーション	太宰府市宰府1丁目11-19	23・10・1	訪介・予訪介
古居51	まりもヘルパーステーション	古賀市今の庄1丁目24-47	23・11・1	訪介・予訪介
粕居101	きららデイサービスセンター	糟屋郡宇美町大字宇美3152-2	23・10・1	通介・予通介
福津居38	訪問介護センター福津の里	福津市中央5丁目10-7	23・11・1	訪介・予訪介
福津居39	デイサービスセンター福津の里	福津市中央5丁目10-7	23・11・1	通介・予通介
宗遠居17	デイサービス森の風遠賀	遠賀郡遠賀町大字今古賀466-2-3	23・10・1	通介・予通介
飯居284	介護付有料老人ホーム第2八木山の里すずらん	飯塚市八木山1249-1	23・10・1	地特生
粕居102	グループホーム紫苑のさと	糟屋郡宇美町大字井野15-9	23・11・1	認共・予認共
朝倉居23	杷木通所りハビリサービス	朝倉市杷木古賀1842-5	23・10・1	通り・予通り
う居5	サポート・さくら	うきは市浮羽町三春1526-3	23・10・1	訪介・予訪介

福岡県告示第1873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉居153	一啓訪問看護ステーション	嘉穂郡桂川町大字豆田58-7コーポ桂川102	嘉穂郡桂川町大字寿命183(ミリオンベルC201)	22・11・1
飯居44	愛ケア・ふじた	飯塚市潤野92-5	飯塚市潤野牟田933-147	18・11・1
嘉居152	一啓介護サービス	嘉穂郡桂川町大字豆田58-7コーポ桂川102	嘉穂郡桂川町大字寿命183(ミリオンベルC201)	22・11・1

福岡県告示第1874号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
直介歯7	藤田歯科医院	直方市新町2丁目6-36	21・3・31
飯介120	セイコー薬局吉原町店	飯塚市吉原町4-20	23・9・30
飯居105	医療法人康和会 介護老人保健施設和泉の澤	飯塚市勢田1806-1	18・3・25
朝倉支10	りんご園ケア・プランセンター	朝倉市甘木1872-1	19・11・30

福岡県告示第1875号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成23年11月2日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 フレスポ豊前
 - 所在地 福岡県豊前市大字吉木944-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
福岡豊築農業協同組合	福岡県豊前市大字荒堀500
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
福岡豊築農業協同組合	福岡県豊前市大字荒堀500

有吉 博光	福岡県豊前市大字久路土725-1
未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年7月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,144平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
物販ゾーン	240
市施設ゾーン	46
メディカルセンターゾーン	66
合計	352

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗No.1 東側	30
店舗No.2 南側	24
店舗No.2 北側	24
店舗No.3 南側	20
店舗No.4 北側	15
店舗No.5 西側	10
店舗No.6 南側	24
合計	147

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
-----------	------------

店舗No.1 西側	27.00
店舗No.2 南側	27.00
店舗No.3 西側	23.10
店舗No.4 北側	23.10
店舗No.6 南側	12.75
合計	112.95

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗No.1 内南側	3.30
店舗No.2 南側	6.96
店舗No.3 西側	3.80
店舗No.4 北側	1.22
店舗No.5 北側	1.35
店舗No.6 西側	1.35
合計	17.98

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大創産業	午前7時	午後9時
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時
ナチュラル株式会社	24時間	
福岡豊築農業協同組合	午前7時	午後9時
有吉 博光	午前7時	午後9時
未定	午前7時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(市施設ゾーン駐車場のみ午前6時30分から午後11時00分まで)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5ヶ所 敷地南東側、敷地東側、敷地北側、敷地北東側及び敷地北西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1876号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市西福岡三丁目4739番5から4739番14まで、4752番48から4752番81まで、4752番83及び4776番4、並びに字北原5157番9

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 重記

福岡県告示第1877号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
豊前市大字下河内、山内及び挾間 (合河北部地区)	平成23年11月18日

福岡県告示第1878号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町片峰四丁目2146番1及び2146番4から2146番14まで並びにこれらの区域内の水路である町有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目14番10号

株式会社アルシスホーム

代表取締役 小柳 義則

福岡県告示第1879号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第14条第1項の規定に基づき、告示第653号において別に定める告示で定めることとされている期日のうち、納税者の住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、主たる事務所又は事業所の所在地）が次に掲げる地域のいずれかにある者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から同年12月14日までの間に到来するものについて、同月15日とする。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

県名	地域
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
宮城県	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

福岡県告示第1880号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
宗遠生6	宮地子どもクリニック	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1番21号	23・11・1
中生86	さとうフレンズこどもクリニック	中間市中尾1丁目1-21	23・11・1
粕生歯47	TOMOデンタルクリニック	糟屋郡新宮町大字上府字林崎1379-1	23・11・1
大川生歯35	道海クリニック	大川市大字道海島658番2	23・10・1
小生歯52	りんご歯科	小郡市三沢4795-9	23・10・1
大生歯204	大牟田ファーストデンタルクリニック	大牟田市岬町3-4イオンモール大牟田1階	23・9・1
嘉麻生歯28	松原歯科医院	嘉麻市漆生1576	23・10・1
粕生薬142	美咲薬局	糟屋郡新宮町美咲2丁目8番5号プラザ井上201号	23・10・1
粕生薬144	ひまわり薬局うみ調剤薬局	糟屋郡宇美町宇美6丁目1番2号	23・10・1
粕生薬143	ひまわり薬局志免店	糟屋郡志免町志免中央4丁目7-23	23・10・1
糸島地生薬53	くらは薬局波多江店	糸島市波多江駅南2丁目2-26	23・10・1
う生薬30	にいはる薬局	うきは市吉井町新治363番地6	23・10・1
み生薬25	ながた薬局	みやま市瀬高町長田4812-4	23・9・1

飯生薬153	カイト薬局	飯塚市勢田1286-1	23・10・1
飯生薬152	タカラ薬局新飯塚店	飯塚市新飯塚1863-2	23・10・1
田生薬76	春日町薬局	田川市春日町2番29号	23・10・1
宗遠生薬3	げんき健康堂薬局遠賀店	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1番14号	23・11・1
中生薬45	さわやか薬局	中間市東中間3丁目17-27	23・10・1
中生薬46	友だちファーマシー	中間市中尾1丁目1番22号	23・11・1
行生薬67	西宮市調剤薬局	行橋市西宮市5丁目9-8	23・10・1

福岡県告示第1881号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
柳生114	西山医院	柳川市大和町中島543-1	22・10・4
大生歯198	大牟田ファーストデンタルクリニック	大牟田市岬町3-4イオンモール大牟田内	23・8・31
田生歯35	桜井歯科医院	田川市番田町7-11	23・9・26
嘉麻生歯26	松原歯科医院	嘉麻市漆生1576	23・9・30
粕生薬69	有限会社ひまわり薬局うみ調剤薬局	糟屋郡宇美町宇美6丁目1-2	23・9・30
粕生薬96	ひまわり薬局志免店	糟屋郡志免町志免中央4丁目7-23	23・9・30

粕生薬121	美咲薬局	糟屋郡新宮町美咲2丁目8-5 プラザ井上201号	23・9・30
糸島地生薬38	くらは薬局 波多江店	糸島市波多江駅南2丁目2-26	23・9・30
う生薬17	にいはる薬局	うきは市吉井町新治363-6	23・9・30
み生薬18	ながた薬局	みやま市瀬高町長田4812-4	23・8・31
飯生薬81	タカラ薬局新飯塚店	飯塚市新飯塚1863-2	23・9・30
飯生薬120	セイコー薬局吉原町店	飯塚市吉原町4-20	23・9・30
飯生薬125	カイト薬局	飯塚市勢田1286-1	23・9・30
田生薬64	春日町薬局	田川市春日町2-29	23・9・30
行生薬44	西宮市調剤薬局	行橋市西宮市5丁目9-8	23・9・30

福岡県告示第1882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生299	泌尿器科C.U. クリニック	飯塚市吉原町537	飯塚市川津405-1	23・10・1
嘉生訪7	合資会社一啓 訪問看護ステーション	嘉穂郡桂川町大字豆田 58-7コーポ桂川102	嘉穂郡桂川町大字寿命 183番地ミリオンベル C201号	22・11・1

福岡県告示第1883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大野生32	西山胃腸科医院	西山内科医院	大野城市緑ヶ丘3丁目 18-4	23・4・1

福岡県告示第1884号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
像生マ12	清水 英吾（ハート治療院）	宗像市朝野207番地	23・10・1
像生マ13	城ヶ崎 登（宗像指圧）	宗像市吉留3508-1 サンコーボ 秀峰A棟106号	23・11・1
大生柔59	溝上 隆紀（整骨院みぞかみ）	大牟田市大字草木786番地3	23・10・28

飯生柔51	三島 一寿（いとうづの森整骨院 飯塚院）	飯塚市秋松888-1 MYビル1F	23・10・1
筑紫地生柔22	森 良太（整骨院あすく）	筑紫郡那珂川町道善1丁目72-1	23・11・1
粕生柔68	藤野 大作（安寿整骨院）	糟屋郡新宮町大字原上1812-1	23・11・1
北筑後生柔2	長野 真男（こころ整骨院）	三井郡大刀洗町大字鶴木54-1	23・10・11

福岡県告示第1885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
筑生マ225	野口 恵理子（ココム筑後センター）	筑後市大字長浜163-2	23・9・30
筑紫地生柔21	井手 和弘（整骨院あすく）	筑紫郡那珂川町道善1丁目72-1	23・11・1

福岡県告示第1886号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので

、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田川生マ25	竹村 悟（ヘルボン）	田川郡福智町金田968番1	田川郡福智町金田986番1	23・10・11

福岡県告示第1887号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4070803079	介護老人福祉施設シエル名島 福岡市東区名島3丁目52番5号	社会福祉法人 晃和会	平成23年11月1日

福岡県告示第1888号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年11月30日農林水産省告示第1907号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1889号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年1月27日農林水産省告示第205号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1890号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年12月27日農林水産省告示第1736号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1891号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年12月18日農林水産省告示第1655号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1892号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月23日農林水産省告示第1465号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	金田夏吉伊線	田川郡福智町伊方4843番2先から 田川郡福智町伊方3603番4先まで

福岡県告示第1894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	添田線 赤池	前	田川郡添田町大字庄2403番1先から 田川郡添田町大字庄2412番6先まで	12.6 ～ 19.2	84.0
			後	田川郡添田町大字庄2403番1先から 田川郡添田町大字庄2412番6先まで	12.6 ～ 19.2	

福岡県告示第1895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田線 赤池	田川郡添田町大字庄2403番1先から 田川郡添田町大字庄2412番6先まで

福岡県告示第1896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	添 田 線 小 石 原	田川郡添田町大字中元寺1343番3先から 田川郡添田町大字中元寺1454番2先まで

福岡県告示第1897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	浮 羽 草 野 線 久 留 米	久留米市草野町吉木1474番1先から 久留米市山本町耳納1915番2先まで

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

モリタ産業有限会社

(2) 所在地

長崎県佐世保市矢岳町473番地2

(3) 代表者

代表取締役 森田 たまみ

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成23年11月7日

4 処分の理由

事業者が、平成23年10月6日付けで、佐世保市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消され、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至ったため

監 査 委 員

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年11月25日

福岡県監査委員 小 申 正 伸

同 進 谷 庸 助

同 伊 藤 龍 峰

同 原 竹 岩 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
 - (2) 監査対象期間：平成22年度
 - (3) 監査実施期間：平成23年5月31日から平成23年6月17日まで
- 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
健康増進課（病院事業）	平成23年6月8日～平成23年6月9日
医療指導課（病院事業）	平成23年6月8日～平成23年6月9日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成23年6月14日～平成23年6月17日
荏田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成23年6月2日～平成23年6月3日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成23年5月31日～平成23年6月1日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかについて実施した。特に、病院事業においては、流動資産、流動負債、企業債及び借入金、また、電気等3事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）に留意した。

3 監査の範囲

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、財団法人福岡県農業振興推進機構等5団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年11月25日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体：財団法人福岡県農業振興推進機構等5団体
 - (2) 監査対象期間：平成22年度
 - (3) 監査実施期間：平成23年6月28日から平成23年7月28日まで
- 監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施日
財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成23年6月28日から 平成23年6月29日まで
公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	平成23年7月6日から 平成23年7月7日まで
福岡県道路公社	平成23年7月12日から 平成23年7月14日まで
福岡県住宅供給公社	平成23年7月19日から 平成23年7月21日まで
財団法人 福岡県教育文化奨学財団	平成23年7月27日から 平成23年7月28日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助等の内容
別表のとおり。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

(別表)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県農業振興推進機構	農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化による農業経営基盤の強化等農業構造の改善に関する事業等の適切かつ円滑な遂行を図るとともに、農業公共用地の取得事業、農業担い手の確保・育成、農産物の産地銘柄の確立、都市と農村の共生に関する事業等を行い、もって本県農業の健全な発展に資することを目的として、次の事業を実施している。 1 農地保有合理化に関する事業 2 農業公共用地の取得、管理及び処分に関する事業 3 農業担い手の確保及び育成に関する事業 4 就農支援資金の貸付けに関する事業 5 営農指導力向上等対策に関する事業 6 農産物のブランド化推進に関する事業 7 農産物の認証制度に関する事業 8 都市と農村の交流に関する事業 9 県産農林水産物輸出応援ファンドの助成金交付及び管理事業 10 その他機構の目的を達成するため必要事業	県は、基本金の88.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに当機構の債務についての損失補償を行っている。 ○福岡県農業振興推進機構出資金 368,000,000円 (うち22年度 0円) ○福岡県就農支援資金貸付金 126,361,000円 (うち22年度 0円) ○県産農林水産物輸出応援農工商連携ファンド造成にかかる貸付金 1,600,000,000円 (うち22年度 0円) ○農地保有合理化促進費補助金 21,613,000円 ○福岡県後継人材育成対策等事業費補助金(青年農業者等育成確保推進事業) 3,490,000円 ○福岡県農林水産物安全対策関係事業費補助金(減農薬・減化学肥料栽培認証事業) 476,000円 ○保証債務残高(平成22年度末) 68,024,330円
公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	水素エネルギーの開発促進、水素エネルギー新産業の育成、集積により、福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上を目的とし、水素エネルギー関連製品の製品試験及び研究開発等に関する事業を実施している。	県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。 ○水素エネルギー製品研究試験センター出資金 150,000,000円 (うち22年度 0円) ○水素エネルギー製品研究試験センター運営事業費補助金 91,469,112円 ○水素エネルギー製品研究試験センター建設用地購入資金貸付金 112,000,000円
福岡県道路公社	福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改良、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡前原道路の維持管理 2 天神中央公園駐車場の維持管理	県は、基本金の75.2%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、当公社の債務について債務保証を行っている。援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県道路公社出資金 22,356,900,000円 (うち22年度 0円) ○冷水有料道路事業負担金 867,000,000円 ○保証債務残高(平成22年度末) 38,893,305,758円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
福岡県住宅供給公社	<p>住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賃貸住宅の建替えに伴う建設事業 2 賃貸住宅及び分譲宅地の経営事業 3 県営住宅管理及び保全受託事業 	<p>県は、基本金の76.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、県営住宅の指定管理者として管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県住宅供給公社出資金 3,800,000円 (うち22年度 0円) ○福岡県特定優良賃貸住宅利子補給金 16,208,757円 ○福岡県特定優良賃貸住宅家賃減額補助金 6,009,000円 ○街なか居住推進事業補助金 9,882,000円 ○運営資金貸付金 1,200,000,000円 ○県営住宅管理運営料 2,317,418,250円 (施設の利用料金収入 225,053,000円)
財団法人 福岡県教育文化奨学財団	<p>勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学事業及び教育文化に関する普及振興事業等を行い、知性豊かで創造性に満ち、社会に貢献し得る人材の育成及び教育文化の向上発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金の貸与 2 学生会館の設置及び運営 3 奨学金の貸与を受ける学生・生徒及び在館学生の指導 4 教育文化に関する助成 5 教育文化に関する顕彰 6 教育文化に関する調査研究 7 福岡県青少年科学館の施設、設備の維持管理及び運営 8 科学教育の普及に関する事業 9 科学の振興に関する調査及び研究に関する事業 10 その他財団の目的を達成するため必要事業 	<p>県は、基本金の99.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金等の交付及び資金の貸付け並びに当財団の債務について損失補償を行うとともに、当財団を福岡県青少年科学館の指定管理者としている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県教育文化奨学財団出資金 2,526,000,000円 (うち22年度0円) ○福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る貸付金 27,099,008,000円 (うち22年度 3,924,211,000円) ○福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る補助金 129,535,000円 ○福岡県青少年科学館管理運営料 202,019,000円 (施設の利用料金収入 39,882,230円) ○保証債務残高(平成22年度末) 936,935,627円

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等22か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年11月25日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関22機関
 (2) 監査対象期間：平成22年度
 (3) 監査実施期間：平成23年5月31日～平成23年7月13日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	平成23年5月31日～平成23年6月2日
朝倉農林事務所	平成23年6月6日～平成23年6月8日
八幡農林事務所	平成23年7月4日～平成23年7月7日
飯塚農林事務所	平成23年7月4日～平成23年7月8日
筑後農林事務所	平成23年6月28日～平成23年6月30日
行橋農林事務所	平成23年6月20日～平成23年6月23日
農業大学校	平成23年6月14日
農業総合試験場	平成23年6月15日～平成23年6月17日
農業総合試験場 豊前分場	平成23年7月12日
農業総合試験場 筑後分場	平成23年7月13日
農業総合試験場 八女分場	平成23年7月12日
農業総合試験場 果樹苗木分場	平成23年6月9日
中央家畜保健衛生所	平成23年7月12日～平成23年7月13日
北部家畜保健衛生所	平成23年7月12日
両筑家畜保健衛生所	平成23年7月12日
筑後家畜保健衛生所	平成23年6月9日
筑後川水系農地開発事務所	平成23年6月14日～平成23年6月17日
森林林業技術センター	平成23年6月20日～平成23年6月21日
水産海洋技術センター	平成23年6月22日～平成23年6月23日
水産海洋技術センター有明海研究所	平成23年7月12日
水産海洋技術センター豊前海研究所	平成23年7月8日
水産海洋技術センター内水面研究所	平成23年7月13日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の設計積算については、その経済性を重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

- ア 収入
 - 農林水産手数料、生産物売払収入、農林水産業受託事業収入、弁償金等の調定及び収入事務
- イ 支出
 - 賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- ウ 人件費
 - 報酬、通勤手当の認定及び支給事務
- エ 契約
 - 契約の締結及び履行確認事務
- オ 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- カ 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- キ 工事
 - 工事の執行状況
- ク 補助事業
 - 補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

- ア 監査対象機関
 - 農林事務所等7機関
- イ 監査の視点
 - (7) 再生資源（再生砕石等）を使用して、経済的な設計積算が行われているか
 - (4) 現場打コンクリートと二次製品の経済性比較がなされているか
 - (ウ) 他工事と連携した工事の実施について検討がなされているか
 - (エ) 新技術の積極的活用による工事費の低減が検討されているか
 - (ホ) 計画的及び合理的な設計が検討されているか

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

- (1) 指摘事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

(2) 注意事項（指摘のうち、軽微なもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

区分	件数	内 容
収 入	1	公衆電話料金の手数料収納事務は適正であったが、使用すべき預金口座が誤っていた。
支 出	1	荒廃森林再生事業交付金の交付手続きにおいて、進捗管理上受理すべき届出の一部が、市町村から提出されていなかった。

区分	件数	内 容
工 事	1	予定価格の算出に係る積算事務において、一部で経済性を考慮していなかったものが見受けられた。
	1	予定価格の算出に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。
	2	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。
その他	1	所属の金庫の中に、職員の私的な現金（70,400円）が保管されているなど、適正な管理がなされていなかった。
計	7	

2 重点事項

監査対象工事789件のうち116件（抽出率14.7%）について抽出調査を行った。

- (1) 再生資源の使用については、経済性を考慮した設計積算が適正に行われていた。
- (2) 二次製品の使用については、現場打コンクリートとの経済性を比較したうえで、設計積算が適正に行われていた。
- (3) 他工事との連携については、17件で実施され、水路工事によって発生した泥土を他の工事に再利用するなど、経済性を考慮した設計となっていた。
- (4) 新技術の活用については、10件で採用され、コンクリートの打設時に出る不純物を構造物の一部に取り込むなどにより、工事費の低減を図るよう設計されていた。
- (5) 計画的・合理的な設計の検討については、刈草の処分経費が経済性を考慮した積算となっていなかったものが1件見受けられた。

監査の 視 点	(1)再生資源の使用		(2)二次製品の使用		(3)他工事との連携		(4)新技術の活用		(5)計画的・合理的 設計	
	適	否	適	否	有	否	有	否	適	否
監査結果 (件数)	116	0	116	0	17	0	10	0	115	1

今後とも、工事の設計積算を行うにあたっては十分な経済性の比較を行うことにより工事費の低減に努めることが望まれる。

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年11月25日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局106機関

(2) 監査対象期間：平成22年度

(3) 監査実施期間：平成23年7月26日～平成23年8月12日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
<p>秘書室</p> <p>総務部 課</p> <p>行政 課</p> <p>人事 課</p> <p>財務 課</p> <p>税務 課</p> <p>財政 課</p> <p>県産 課</p> <p>消費 課</p> <p>総務 課</p> <p>シス 課</p> <p>テマ 課</p> <p>学事 課</p> <p>学事 課</p> <p>私学 課</p> <p>私学 課</p> <p>(11課)</p>	<p>平成23年8月2日</p> <p>平成23年7月26日～平成23年7月29日</p>
<p>企画・地域振興部 課</p> <p>総合 課</p> <p>広域 課</p> <p>市情 課</p> <p>調査 課</p> <p>空港 課</p> <p>空港 課</p> <p>(7課)</p>	<p>平成23年8月9日～平成23年8月10日</p>
<p>新社 課</p> <p>会推 課</p> <p>社進 課</p> <p>青少 課</p> <p>民文 課</p> <p>男女 課</p> <p>生共 課</p> <p>国交 課</p> <p>国交 課</p> <p>(7課)</p>	<p>平成23年7月28日～平成23年7月29日</p>
<p>保健 課</p> <p>医療 課</p> <p>健介 課</p> <p>保健 課</p> <p>保健 課</p> <p>保医 課</p> <p>保薬 課</p> <p>医薬 課</p> <p>高医 課</p> <p>介高 課</p> <p>(8課)</p>	<p>平成23年8月9日～平成23年8月12日</p>

監査対象機関名	監査実施日
港砂高速水道北部福岡緊急連絡管建設(12課室) 湾防道路源緊急連絡管建設 課課室課 策策策 対対対 策策策 室室室 課課課	平成23年8月11日～平成23年8月12日
建築都市部 建築都市計 都築市計指 都築市指街 市築園水宅計 園水宅計住 水宅計住設 宅營繕 營繕 課課課課課課課課 務務務務務務務務 総画導路道画宅備	平成23年8月2日 平成23年8月3日～平成23年8月5日 平成23年8月2日～平成23年8月5日
会計管理局	平成23年8月2日
議会事務局	平成23年8月3日～平成23年8月5日
教育総務課 総務課 財務課 文化課 企画課 社会課 職業課 学校課 施設課 高学課 義務教育課 人権・同和課 体育課 スポーツ課 (11課)	平成23年8月2日～平成23年8月5日
人事委員会事務局	平成23年8月2日
監査委員事務局	平成23年8月2日
警察本部	平成23年8月9日～平成23年8月12日
労働委員会事務局	平成23年8月3日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

また、事業内容に着目した指定事業監査を実施した。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

県税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債並びに特別会計の調定及び収入事務

イ 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

ウ 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

エ 契約

契約の締結及び履行確認事務

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

工事の執行状況

ク 債権

債権管理の状況

ケ 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 指定事業監査の範囲等

ア 監査対象機関等及び指定事業

機 関 名		事 業 名
保健医療介護部	健康増進課	妊婦健康診査支援事業
福祉労働部	障害者福祉課	地域生活支援事業
農林水産部	森林保全課	森林調査等活動支援事業
企画・地域振興部	広域地域振興課	筑後田園都市構想推進事業
新社会推進部	社会活動推進課	ふくおか高齢者はつつらつ活動拠点事業
商工部	中小企業振興課	中心市街地商店街にぎわい創出事業
環境部	廃棄物対策課	廃棄物情報管理・提供システム
警察本部		遠隔地警察署等即日交付システム

イ 監査の視点

事業単位での一連の事務処理において、事業の目的に応じた成果やシステム導入後の利用状況について、経済性、効率性及び有効性に考慮して行われているかについて監査した。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

- (1) 指摘事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	区分	説 明
教育庁 人権・同和教育課	収入	地域改善奨学資金貸付金償還金は、収入未済額が2,200,733,641円となっており、前年度と比較すると214,783,596円増加している。収入未済の解消に向けたなお一層の努力が望まれる。（1件）

- (2) 注意事項（指摘のうち、軽微なもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	区分	説 明
保健医療介護部	収入	看護師等修学資金貸付金償還金は、収入未済額が25,626,300円となっており、前年度と比較すると1,096,300円増加している。また、介護福祉士等修学資金貸付金償還金は、収入未済額が4,233,429円となっており、前年度と比較すると1,332,000円増加している。収入未済の解消に向けたなお一層の努力が望まれる。（2件）

(3) 意見事項

- ア 産業廃棄物の不法投棄等に係る行政代執行に要した費用について
産業廃棄物の不法投棄等に係る行政代執行に要した費用については、原因者等からの弁償が滞っており、今後も増加することが見込まれる。
- 県においても、弁償金の徴収確保に努力するとともに、不法投棄等の未然防止、早期発見、早期是正などの監視体制の強化が図られているところである。
- 今後とも不法投棄の未然防止等の対策を進めるとともに、原因者等に対する徹底した調査や監視体制の充実が望まれる。
- イ 政務調査費について
政務調査費については、各会派の協力もあり議会事務局において収支報告書及び領収書等の確認体制の強化が図られており、前年度に比べ改善が図られている。
- 今後とも確認体制の強化に一層の努力が望まれる。
- ウ 収入未済の解消について
収入未済の解消については、滞納者の状況に応じた個別の指導を行うなどの対策が図られているが、小規模企業者等設備導入資金貸付金が2,818,811,982円、母子寡婦福祉資金貸付金償還金が559,264,683円、住宅管理使用料が241,903,805円、農業改良資金貸付金償還金が148,954,741円と依然として多額であるため、今後とも収入未済の解消に向けた努力が望まれる。

2 指定事業監査

(1) 妊婦健康診査支援事業

当事業は、妊婦が安心して出産できるよう、14回実施分（14回のうち6～14回が補助対象）の健診費用を公費負担するもので、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する上で重要な事業である。

県は、国庫により基金を造成し、市町村が実施する事業に対し補助を行っている。

また、県医師会と市町村との調整を行い、県内同一検査項目及び健診単価のもと妊婦健康診査が円滑に実施されている。

今後さらに、代表市町村会議等を通じて課題等を分析し、市町村とさらなる協議を重ね、受診率の向上が図られるよう望まれる。

(2) 地域生活支援事業

当事業は、地域の実情に応じ、相談支援、コミュニケーション支援、移動支援など障害者その能力、適性に応じて自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、市町村が実施するもので、県はその事業に要する費用の1/4を補助している。

この補助金の交付事務手続きにおいて、翌年度になって「概算払い」されている現状があった。補助金の概算払いは年度内に行われるべきものであり、速やかになされるよう検討が望まれる。

(3) 森林調査等活動支援事業

当事業は、適切な森林整備の推進を図るため、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動（事前活動）を確保し、森林施業及び経営の集約化を図るものである。県は、国の交付金で基金を造成し、事業主体である市町村に対して交付金を交付している。この結果、平成22年度において、施業の計画が認められた約8万8千haの県内森林面積のうち、約1,300haで間伐が行われるなど森林の整備が進められている。

今後、さらに森林施業の集約化に向けた努力が望まれる。

(4) 筑後田園都市構想推進事業

当事業は、平成17年度から子どもキャンプ事業、スローフードファスタ事業、平成20年度から地域SNS「ちっこねっと」事業等を中心に展開してきた。

その実施主体は、県と筑後地域の市町村とで構成する「筑後田園都市推進評議会」であり、県は、この評議会に1/2の負担金を補助している。当該事業は、一定の成果をあげるとともに、地元での自立した事業への移行を目指して年々県補助への依存を低減してきたところである。その結果、平成23年度から、子どもキャンプ事業とスローフードファスタ事業は、参加者負担による自立した事業となった。

このような先導的な取り組みが、他の地域においても広がることが望まれる。

(5) ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業

当事業は、地域の高齢者が「創り」、高齢者が「教え」、高齢者が「学び」、高齢者を「活かす」ための活動拠点（地域プラットフォーム）を整備し、高齢者の学習機会の充実と社会参加活動の促進を図るものである。

ふくおか地域塾に参加した高齢者の約96%が満足しているとのアンケート結果が出ており、また、平成19年度から22年度までに地域プラットフォームを設置した26の地域のうち約7割の18地域において高齢者による「自主ボランティアの組織化」や「地域の既存のボランティアグループへの登録」も進んでおり、「高齢者を活かす」ための取組についても着実に展開されている。

今後、高齢者の意識やボランティア活動を支える社会的基盤の違いなど地域の実情にあった取組を各市町村が自主的に展開できるよう工夫する必要があると考える。

(6) 中心市街地商店街にぎわい創出事業

当事業は、国の補助を活用する等工夫をしながら、若手リーダーや後継者の人材育成を図るとともに、特色ある商店街づくりを行っている。

平成22年度決算額は、当初予算の約2/3にとどまっているが、中心市街地の活性化が喫緊の課題であることを鑑みると、各商店街が計画する事業の一層の進捗を図る観点も必要であると考えられ、今後の事業実施について、柔軟な対応を検討することが望まれる。

(7) 廃棄物情報管理・提供システム

当事業は、福岡県全域における廃棄物の発生、処理の状況を把握することにより、廃棄物処理計画の進捗管理を行うとともに、廃棄物の排出抑制、適正処理を促進するための諸施策を展開し、循環型社会形成の一翼を担うことを目的としている。

廃棄物情報管理・提供システムによる情報は、環境白書や産業廃棄物処理業者名簿を県のホームページに掲載するなどの形で公表されている。

環境白書に掲載されている産業廃棄物の状況は、事業者の報告から公表まで一年半を要しており、その公表の時期や方法を工夫するなど、より迅速に県民にわかりやすい情報提供が望まれる。

また、パンチ入力の委託業務については、産業廃棄物に対する専門的知識を有していること等を理由として単独随契としているが、競争入札が可能かどうか検討が望まれる。

(8) 遠隔地警察署等即日交付システム

当事業は、県内4箇所の運転免許試験場から概ね20km以上離れ、かつ、公共交通機関の利便性が悪い地域を管轄する糸島、宗像等の8警察署において、運転免許証の即日交付を行うものである。さらに、平成21年度に福岡市内に優良ドライバーを対象にしたゴールド免許センターを設置したことで、県全体の免許更新者数約75万人のうち20.9%の約15万7千人（遠隔地警察署約6万6千人、ゴールド免許センター約9万1千人）が利用することとなり、利便性とともに、各試験場の混雑緩和にも役立っている。

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年11月25日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関15機関

(2) 監査対象期間：平成22年度

(3) 監査実施期間：平成23年5月31日～平成23年7月13日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成23年7月4日～平成23年7月7日
久留米県土整備事務所	平成23年6月14日～平成23年6月16日
南筑後県土整備事務所	平成23年6月6日～平成23年6月9日
直方県土整備事務所	平成23年5月31日～平成23年6月2日
京築県土整備事務所	平成23年5月31日～平成23年6月2日
朝倉県土整備事務所	平成23年5月31日～平成23年6月2日
八女県土整備事務所	平成23年6月28日～平成23年6月30日
北九州県土整備事務所	平成23年6月20日～平成23年6月23日
田川県土整備事務所	平成23年6月28日～平成23年6月30日
飯塚県土整備事務所	平成23年6月14日～平成23年6月16日
那珂県土整備事務所	平成23年6月20日～平成23年6月22日
五ヶ山ダム建設事務所	平成23年7月6日～平成23年7月7日
伊良原ダム建設事務所	平成23年7月12日～平成23年7月13日
荻田港湾事務所	平成23年7月12日～平成23年7月13日
流域下水道事務所	平成23年7月4日～平成23年7月5日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の設計積算については、その経済性を重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

県土整備費負担金、県土整備使用料、県土整備手数料及び県土整備受託事業収入等の調定及び収入事務

イ 支出

賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

ウ 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

- エ 契約
 契約の締結及び履行確認事務
- オ 公有財産
 土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- カ 物品
 取得、管理及び処分状況
- キ 工事
 設計積算及び施工並びに契約変更の状況
- ク 用地
 設計積算及び履行確認検査等の状況
- (2) 重点事項の監査の範囲等
- ア 監査対象機関
 県土整備事務所等15機関
- イ 監査の視点
- (ア) 再生資源（再生砕石等）を使用して、経済的な設計積算が行われているか
- (イ) 現場打コンクリート工事と二次製品の経済性比較がなされているか
- (ウ) 他工事と連携した工事の実施について検討がなされているか
- (エ) 新技術の積極的活用による工事費の低減が検討されているか
- (オ) 計画的及び合理的な設計が検討されているか

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

- (1) 指摘事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 該当なし
- (2) 注意事項（指摘のうち、軽微なもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

区分	件数	内容
収入	1	県の使用料において、占有期間の算定が適正でないものが見受けられた。
収入	1	県の負担金収入において、調定が速やかに行われていないものが見受けられた。
収入	3	県領収証紙において、申請時に消印が漏れていたものが見受けられた。
工事	9	予定価格の算出に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。
	2	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。
計	16	

2 重点事項

監査対象工事6,353件のうち211件（抽出率3.3%）について抽出調査を行った。

- (1) 再生資源の使用については、経済性を考慮した設計積算が適正に行われていた。
- (2) 二次製品の使用については、2機関において2件で経済性比較が不十分なものが見受けられ、そのいずれも二次製品（U字側溝）は使用されているものの、長さが2mのU字側溝を使用した方が施工単価が安価であったが、0.6mで設計したものであり、経済性を考慮した積算ではなかった。
- (3) 他工事との連携については27件で実施され、経済性を考慮した設計となっていた。
- (4) 新技術の活用については20件で採用され、工事費の低減を図るよう設計されていた。
- (5) 計画的及び合理的な設計の検討については、二次製品の使用状況で経済性を考慮した設計ではなかった2件は合理的な設計もなされていないとした。

監査の 視 点	再生資源の使用		二次製品の使用		他工事との連携		新技術の活用		計画的・合理的設計	
	適	否	適	否	有	否	有	否	適	否
監査結果 (件数)	211	0	209	2	27	0	20	0	209	2

今後とも、工事の設計積算を行うにあたっては十分な経済性の比較を行うことにより工事費の低減に努めることが望まれる。

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を福岡児童相談所等53か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年11月25日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関53機関
 (2) 監査対象期間：平成22年12月1日又は平成23年1月1日から監査実施日まで
 (3) 監査実施日：平成23年5月19日～平成23年7月29日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
久留米児童相談所		平成23年1月1日から 平成23年7月22日まで	平成23年7月22日
田川児童相談所		平成23年1月1日から 平成23年7月28日まで	平成23年7月28日
京築児童相談所		平成23年1月1日から 平成23年7月29日まで	平成23年7月29日
福岡学園		平成23年1月1日から 平成23年7月19日まで	平成23年7月19日
筑後いずみ園		平成23年1月1日から 平成23年7月21日まで	平成23年7月21日
筑豊労働者支援事務所		平成23年1月1日から 平成23年7月12日まで	平成23年7月12日
戸畑高等技術専門学校		平成23年1月1日から 平成23年7月14日まで	平成23年7月14日
田川高等技術専門学校		平成23年1月1日から 平成23年7月28日まで	平成23年7月28日
福岡障害者職業能力開発校		平成23年1月1日から 平成23年7月15日まで	平成23年7月15日
苅田工業高等学校		平成22年12月1日から 平成23年6月2日まで	平成23年6月2日
京都高等学校		平成22年12月1日から 平成23年6月1日まで	平成23年6月1日
行橋高等学校		平成22年12月1日から 平成23年6月1日まで	平成23年6月1日
門司学園高等学校		平成23年1月1日から 平成23年7月6日まで	平成23年7月6日
門司学園中学校		平成23年1月1日から 平成23年7月6日まで	平成23年7月6日
小倉商業高等学校		平成23年1月1日から 平成23年7月8日まで	平成23年7月8日
小倉高等学校		平成23年1月1日から 平成23年7月5日まで	平成23年7月5日
北九州高等学校		平成23年1月1日から 平成23年7月7日まで	平成23年7月7日
小倉東高等学校		平成22年12月1日から 平成23年6月3日まで	平成23年6月3日
若松高等学校		平成23年1月1日から 平成23年7月4日まで	平成23年7月4日
中間高等学校		平成22年12月1日から 平成23年6月23日まで	平成23年6月23日
玄界高等学校		平成22年12月1日から 平成23年6月8日まで	平成23年6月8日
新宮高等学校		平成22年12月1日から 平成23年6月7日まで	平成23年6月7日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
宇美商業高等学校	平成22年12月1日から 平成23年5月25日まで	平成23年5月25日	
香椎工業高等学校	平成22年12月1日から 平成23年5月26日まで	平成23年5月26日	
福岡高等学	平成22年12月1日から 平成23年5月27日まで	平成23年5月27日	
福岡中央高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月10日まで	平成23年6月10日	
城南高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月9日まで	平成23年6月9日	
福岡工業高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月14日まで	平成23年6月14日	
福岡講倫館高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月15日まで	平成23年6月15日	
玄洋高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月6日まで	平成23年6月6日	
福岡農業高等学校	平成22年12月1日から 平成23年5月23日まで	平成23年5月23日	
糸島農業高等学校	平成22年12月1日から 平成23年5月24日まで	平成23年5月24日	
久留米高等学校	平成22年12月1日から 平成23年5月19日まで	平成23年5月19日	
三潞高等学校	平成22年12月1日から 平成23年5月20日まで	平成23年5月20日	
三池高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月28日まで	平成23年6月28日	
福島高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月30日まで	平成23年6月30日	
朝倉東高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月17日まで	平成23年6月17日	
田川高等学校	平成23年1月1日から 平成23年7月26日まで	平成23年7月26日	
東鷹高等学校	平成23年1月1日から 平成23年7月27日まで	平成23年7月27日	
田川科学技術高等学校	平成23年1月1日から 平成23年7月26日まで	平成23年7月26日	
西田川高等学校	平成23年1月1日から 平成23年7月27日まで	平成23年7月27日	
嘉穂総合高等学校	平成23年1月1日から 平成23年7月13日まで	平成23年7月13日	
直方高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月22日まで	平成23年6月22日	
筑豊高等学校	平成22年12月1日から 平成23年6月24日まで	平成23年6月24日	
築城特別支援学校	平成22年12月1日から 平成23年5月31日まで	平成23年5月31日	
特別支援学校「北九州高等学園」	平成22年12月1日から 平成23年6月23日まで	平成23年6月23日	
福岡聴覚特別支援学校	平成22年12月1日から 平成23年6月16日まで	平成23年6月16日	
福岡高等聴覚特別支援学校	平成22年12月1日から 平成23年6月16日まで	平成23年6月16日	

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
久留米聴覚特別支援学校	平成23年1月1日から 平成23年7月1日まで	平成23年7月1日
柳河特別支援学校	平成22年12月1日から 平成23年6月29日まで	平成23年6月29日
嘉穂特別支援学校	平成23年1月1日から 平成23年7月13日まで	平成23年7月13日
直方費学学校	平成22年12月1日から 平成23年6月22日まで	平成23年6月22日
直方養護学学校	平成22年12月1日から 平成23年6月21日まで	平成23年6月21日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務について調査した範囲において、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（指摘のうち、軽微なもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

監査対象 部署名	区分	件数	内 容
教育委員会	旅 費	1	旅行雑費の算定に誤りがあった。
	使用料及び賃借料	1	タクシーチケットの使用目的等の把握が不十分なもの が認められた（1機関）。
	計	2	